

[事案 27-128] 入院給付金等支払請求

・平成 28 年 2 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

入院給付金等の支払いを請求したところ、告知義務違反により契約が解除され、入院給付金等も不支払いとなったことを理由に、契約解除の取消しと入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 6 月に契約した医療保険について、以下の理由により、告知義務に違反はしていないので、契約解除を取り消して入院給付金等を支払ってほしい。

- (1)告知書は、内容を把握しないまま、募集人が言うとおりに記入した。
- (2)契約前に、申立人の配偶者が募集人に対し、大腸ポリープの存在と手術予定である旨を告げた。また、その旨が記載された人間ドッグ結果を募集人に求められ提出した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)告知書は、募集人が申立人に内容を読み上げ、申立人は理解して記入した。
- (2)募集人は、契約前に大腸ポリープの存在および手術予定の話は聞いていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど契約時および告知時の状況を把握するため、申立人および申立人の配偶者、ならびに募集人 2 名に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、平成 26 年 2 月に医師から大腸ポリープであることを告げられており、申立人に告知義務違反が認められること等から契約解除の取消しおよび入院給付金等の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。